

認定特定非営利活動法人が海外への送金又は金銭の持出しを行う場合の届出書

税務署受付印

		整理番号	
平成 年 月 日 税務署長経由 国税庁長官殿	主たる事務所の所在地又は納税地	〒	
	(フリガナ)		
	法人名		
	(フリガナ)		
	代表者の氏名	⑩	
	認定年月日	平成	年 月 日
	認定の有効期間の始期	平成	年 月 日

海外へ200万円超の [送金 金銭の持出し] を [行うことになった 行った] ので、租税特別措置法施行令第39条の23第1項第4号への規定に基づき、以下のとおり届け出ます。

金額	使途	予定日 (実施日)
円		平成 年 月 日
円		平成 年 月 日
円		平成 年 月 日
円		平成 年 月 日
円		平成 年 月 日

(事前に提出できなかった場合の理由)

税理士署名押印		⑩
---------	--	---

税務署処理欄	部門		整理簿		備考	
--------	----	--	-----	--	----	--

「認定特定非営利活動法人が海外への送金又は金銭の持出しを行う場合の届出書」の記載上の留意点等

この届出書は、認定特定非営利活動法人が 200 万円超の海外への送金又は金銭の持出しを行う場合に、租税特別措置法施行令第 39 条の 23 第 1 項第 4 号への規定により金額等を記載した書類を事前に国税庁長官に提出することとされており、その際に使用します。

なお、認定申請書を提出する際又は認定申請書の提出から認定を受けるまでの間に 200 万円超の海外への送金又は金銭の持出しを行うこととなった場合にも、この届出書を提出する必要があります。この場合においては、「認定年月日」欄は記載せず「認定の有効期間の始期」欄を「認定申請書の提出日」と補正して、当該日を記載します。

「事前に提出できなかった場合の理由」の欄は、災害に対する援助その他緊急を要し事前の提出ができなかった場合にその理由を具体的に記載します。